

改定後	現行	備 考
電気取次供給基本約款 （ベーシックメニュー） 2026年1月1日実施 とちぎコープ生活協同組合	電気取次供給基本約款 （ベーシックメニュー） 2023年10月1日実施 とちぎコープ生活協同組合	○改定後の要綱実施日へ変更。

新		旧		備 考
目 次		目 次		
I 総 則	1	I 総 則	1	○7 需給契約の成立および契約期間の「および契約期間」の記載を削除
1 適 用	1	1 適 用	1	
2 約款の変更	1	2 約款の変更	1	
3 定 義	3	3 定 義	3	
4 単位および端数処理	4	4 単位および端数処理	4	
5 実 施 細 目	4	5 実 施 細 目	4	
II 契約の申込み	4	II 契約の申込み	4	
6 需給契約の申込み	4	6 需給契約の申込み	4	
7 需給契約の成立	5	7 需給契約の成立および契約期間	5	
8 需 要 場 所	6	8 需 要 場 所	6	
9 需給契約の単位	6	9 需給契約の単位	6	
10 供給の開始	6	10 供給の開始	6	
11 承諾の限界	7	11 承諾の限界	7	
12 契 約 種 別	7	12 契 約 種 別	7	
13 従 量 電 灯	7	13 従 量 電 灯	7	
14 料 金	8	14 料 金	8	
III 料金の算定および支払い	8	III 料金の算定および支払い	8	
15 料金の適用開始の時期	8	15 料金の適用開始の時期	8	
16 料金の算定期間	8	16 料金の算定期間	8	
17 使用電力量の算定	8	17 使用電力量の算定	8	
18 料金の算定	9	18 料金の算定	9	
19 日 割 計 算	9	19 日 割 計 算	9	
20 料金の支払期限日	10	20 料金の支払期限日	10	
21 料金その他の支払方法	10	21 料金その他の支払方法	10	
22 延 滞 利 息	10	22 延 滞 利 息	10	
IV 使用および供給	11	IV 使用および供給	11	
23 適正契約の保持	11	23 適正契約の保持	11	
24 需要場所への立入りによる業務の実施	11	24 需要場所への立入りによる業務の実施	11	
25 電気の使用にともなうお客さまの協力	11	25 電気の使用にともなうお客さまの協力	11	
26 供給の停止	12	26 供給の停止	12	
27 供給停止の解除	12	27 供給停止の解除	12	
28 供給停止期間中の料金	13	28 供給停止期間中の料金	13	
29 違 約 金	13	29 違 約 金	13	
30 供給の中止または使用の制限もしくは中止	13	30 供給の中止または使用の制限もしくは中止	13	
31 損害賠償の免責	13	31 損害賠償の免責	13	
32 設備の賠償	14	32 設備の賠償	14	
V 契約の変更および終了	14	V 契約の変更および終了	14	
33 需給契約の変更	14	33 需給契約の変更	14	
34 名義の変更	15	34 名義の変更	15	

(1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当生協が承諾したときに成立いたします。 16 料金の算定期間 料金の算定期間は、計量日（電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から次の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が 消滅した場合の料金の算定期間は、料金適用開始の日から直後の計量日の前日 までの期間または直前の計量日から契約が消滅した日の前日（当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合は、消滅日といたします。）までの期間といたします。	(1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当生協が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は、次によります。 イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降、満 1 年となる日までといたします。 ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当生協は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当生協の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、お客さまが希望されるときを除き、その他の事項のお知らせについては省略することがあります。 16 料金の算定期間 料金の算定期間は、計量日（電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から次の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が 消滅した場合の料金の算定期間は、料金適用開始の日から直後の計量日の前日 までの期間または直前の計量日から契約が消滅した日の前日（当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合または契約 期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。）までの期間といたします。	○ (2) の記載を削除 ○「または契約期間が満了したことにより受給契約が消滅した場合」という記載を削除
--	--	--